



表紙

森林浴&ビオトープハイキング

5月27日、孝子から多奈川地区多目的公園を巡るハイキングが開催され、
ビオトープでの自然観察会も行われました。

もくじ

後期高齢者医療制度に関するお知らせ …… P2~5	ダイヤル119 …… P10
国民健康保険 高齢受給者証の更新 …… P5	健康スケジュール …… P11
まちのできごと …… P6	おしらせ …… P12~17
第12回みどりっこまつり …… P7	今月のカレンダー …… P18
地域の子育て応援します! …… P8~9	各種相談 …… P19

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

後期高齢者医療被保険者証が変わります

平成29年8月から、「後期高齢者医療被保険者証」が“桃色”に変わります。

新しい被保険者証は、7月下旬までにお住まいの市町村から送付されます。有効期限は平成30年7月31日までの1年間となっており、お手元に届いたときからご使用いただけます。

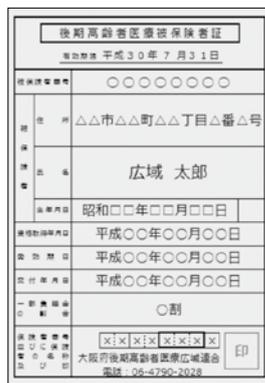
また、現在お持ちの被保険者証(薄緑色)の有効期限は、平成29年7月31日までとなっており、新しい被保険者証(桃色)が届きましたら、市町村の担当窓口へお返しいただくか、ご自身での破棄をお願いします。

※年度途中で負担割合や住所などに変更があった方で、現在も古い被保険者証をお持ちの場合は市町村窓口へお返しください。

旧 平成29年
7月31日まで
(薄緑色)



新 平成29年
8月1日から
(桃色)



後期高齢者医療制度における保険料の軽減措置について

(1)世帯の所得水準に応じて被保険者均等割額(51,649円)が軽減されます。

所得の判定区分	軽減割合	軽減後の被保険者均等割額(年額)
下欄②に属する被保険者であり、かつ、 ① 当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき (ただし、公的年金等控除額は80万円として計算する)	9割	5,164円
② 同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等が 基礎控除額(33万円)以下のとき	8.5割	7,747円
③ 同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等が 【基礎控除額(33万円)+27万円×被保険者の数】以下のとき	5割	25,824円
④ 同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等が 【基礎控除額(33万円)+49万円×被保険者の数】以下のとき	2割	41,319円

※基礎控除額等の数値については、今後の税法改正等によって変動することがあります。

※軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

※国民健康保険と同様、当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定します。

※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

(2)所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定に係る「賦課のもととなる所得金額(注1)」が58万円以下(年金収入のみの場合は、その収入が211万円以下(注2))の方は、所得割額が一律2割軽減されます。

(注1)賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除額33万円を控除した額です。(雑損失の繰越控除額は控除しません。)

(注2)収入のあった年の12月31日時点で65歳以上の方の場合。

(3)後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、所得割額は課されず、被保険者均等割額の7割が軽減されます。



保険医療機関等での自己負担割合について

●同一世帯に平成29年度住民税課税所得額(各種所得控除後の所得額)が145万円以上の被保険者がいる場合

※この世帯に属する被保険者は、個人の平成29年度住民税課税所得額(各種所得控除後の所得額)が、145万円未満であっても3割負担となります。

「現役並み所得者」
3割負担

●同一世帯に属する被保険者全員の平成29年度住民税課税所得額(各種所得控除後の所得額)がいずれも145万円未満の場合

●または、145万円以上の場合でも、同一世帯の被保険者(注1)の平成28年旧ただし書き所得(注2)の合計額が210万円以下の場合

(注1)昭和20年1月2日以降生まれの被保険者およびこの方と同じ世帯に属する被保険者が対象になります。

(注2)旧ただし書き所得とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除額33万円を控除した額です。(雑損失の繰越控除額は控除しません。)

「一般」
1割負担

医療機関での自己負担割合は、「一般」の方は1割、「現役並み所得者」は3割となります。

なお、自己負担割合は、毎年8月1日現在で当該年度の「住民税課税所得額(各種所得控除後の所得額)」により定期判定を行います。

※4月から7月までは前年度、8月から翌年3月までは当該年度の住民税課税所得額(各種所得控除後の所得額)を用いて判定します。ただし、有効期限内であっても世帯構成の変更や所得更正等により、自己負担割合が変更になる場合があります。

※現役並み所得者として3割負担と判定された場合でも、次の要件に該当するときは、お住まいの市町村担当窓口に申請(後期高齢者医療基準収入額適用申請)することで、申請された月の翌月から1割負担に変更することができます。申請が認められると、1割負担の被保険者証が後日交付されます。

同一世帯に被保険者が一人の場合

被保険者本人の平成28年中の収入額(注)が383万円未満のとき

同一世帯に被保険者が複数いる場合

被保険者の平成28年中の収入(注)の合計額が520万円未満のとき

同一世帯に被保険者が一人で、かつ、同一世帯に70歳以上75歳未満の方がいる場合

被保険者本人の平成28年中の収入額(注)が383万円以上の場合で、被保険者本人および70歳以上75歳未満の方の平成28年中の収入(注)の合計額が520万円未満のとき

(注)「収入(額)」とは、所得税法に規定する各種所得の金額(退職所得の金額を除く)の計算上収入金額とすべき金額および総収入金額に算入すべき金額の合計額で、必要経費等を差し引く前の金額のことをいいます。必要経費や特別控除により所得が0またはマイナスになる場合でも、収入金額を合算します。(例:生命保険の満期額、確定申告による分離課税の上場株式等の売却金額)



後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)は、医療機関に入院や通院した際に窓口で提示すると、医療費、食事代の負担が軽減されるもので、住民税非課税世帯(低所得Ⅰ、Ⅱ)に属する被保険者が対象となります。

現在、交付されている減額認定証の有効期間は平成

29年7月31日までとなっており、引き続き8月1日から住民税非課税世帯に属する被保険者には、新しい減額認定証を7月下旬にお住いの市町村から送付されます。

なお、これまで交付を受けていなかった方でも、対象となり交付を希望される場合は、市町村担当窓口で申請することができます。

■自己負担限度額とその判定基準

(平成29年8月～)

所得区分	負担割合	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
課税所得 145万円以上	3割	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)(注1)
一般	1割	14,000円(年間14.4万円上限)	57,600円(44,400円)(注1)
低所得Ⅱ(注2)		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ(注3)			15,000円

(注1)()内の金額は年3回以上該当した場合の4回目以降の額。

(注2)「低所得Ⅱ」とは、同一世帯の方全員が住民税非課税で、低所得Ⅰ以外の被保険者。

(注3)「低所得Ⅰ」とは、同一世帯の方全員が住民税非課税で、その世帯全員の個々の所得が0円となる被保険者(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算)または同一世帯の方全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している被保険者。

※入院時の食事代や差額ベッド代等、保険診療外の費用は含みません。

※高額療養費は、診療月単位で計算しますが、75歳年齢到達月の自己負担限度額は、それまで加入していた医療保険制度と後期高齢者医療制度の本来額の2分の1ずつとなります。

■入院時の食事代

(平成29年8月～)

課税状況	負担区分		標準負担額(1食当たり)
課税世帯	現役並み所得者 一般		360円
	指定難病患者(注1)		260円
非課税世帯	低所得Ⅱ	90日以内の入院(過去12ヵ月以内の入院日数)	210円
		90日を超える入院(注2)(過去12ヵ月以内の入院日数)	160円(注3)
	低所得Ⅰ		100円

(注1)平成28年3月31日時点で、1年以上継続して精神病棟に入院し、引き続き医療機関に入院する場合についても、経過措置として対象となります。

(注2)低所得Ⅱと認定された日から90日を超えて入院していることが必要となります。なお、適用を受けるためには、市町村担当窓口での申請が必要です。

(注3)負担額が160円となるのは、申請日の翌月からとなります。

※適用を受けるためには市町村担当窓口での手続きが必要です。

■療養病床に入院したとき

食費と居住費の一部が自己負担となります。

ただし、指定難病患者は上記の「入院時の食事代」のみの負担となります。医療の必要性の高い方は上記の

「入院時の食事代」の負担のほか、平成29年10月から居住費の負担があります。

(平成29年8月～)

課税状況	負担区分	食費(1食当たり)	標準負担額(1食当たり)
課税世帯	現役並み所得者一般	460円(注)	320円
非課税世帯	低所得Ⅱ	210円	
	低所得Ⅰ	130円	
	老齢福祉年金受給者	100円	0円

(注)管理栄養士または栄養士により栄養管理が行われているなどの場合の負担額。それ以外の場合は420円の自己負担です。



後期高齢者医療保険料の決定について

平成29年度の後期高齢者医療保険料の決定(本算定)に伴い、被保険者のみなさんに保険料額決定通知書および納入通知書を送付しますので、内容をご確認ください。

保険料の納入方法は、年金から直接納めていただ

く「特別徴収」と、口座振替や市町村からお送りする納付書で納めていただく「普通徴収」の2通りに分かります。

また、年度途中で被保険者となられた方は、資格を取得した月から月割で保険料を納めていただきます。

(1)「特別徴収」年金からのお支払いの方

年金受給額が年額18万円以上の方は、原則年6回の年金受給日に、その年金から保険料を直接お支払いいただきます。

(2)「普通徴収」口座振替や納付書でお支払いの方

特別徴収の対象とならない方は、原則として7月から翌年3月までの9期の間で、口座振替や納付書(納入通知書)で保険料を納めていただきます。

※「特別徴収(年金からのお支払い)」を口座振替に変更することができます。希望される方は、手続きが必要ですので、市町村担当窓口でご相談ください。

▶問合せ/保険年金課 ☎492-2705



国民健康保険 高齢受給者証の更新

70歳から74歳までの方で国民健康保険に加入されている方は、一部負担金の割合が記載された「高齢受給者証」を交付しています。現在お持ちの受給者証の有効期限は平成29年7月31日までとなっていますが、新しい受給者証は7月下旬頃に郵送します。

8月1日以降に医療機関で受診する時は、保険証と一緒に新しい高齢受給者証を提示してください。なお、医療機関での一部負担金の割合は平成28年中の所得に基づき次のように再判定するため、現在お持ちの高齢受給者証と新しい高齢

受給者証の一部負担金の割合が異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。



判定基準		一部負担金の割合
生年月日	住民税の課税標準額	
誕生日が昭和19年4月1日までの方	145万円未満	1割
	145万円以上	3割
誕生日が昭和19年4月2日以降の方	145万円未満	2割
	145万円以上	3割

▶問合せ/保険年金課 ☎492-2705



PTA廃品回収のお礼

先日実施した、淡輪・孝子・多奈川・深日地区の廃品回収では、皆さまのご協力のおかげでたくさんの廃品を回収することができました。この収益金は、子どもたちのために有意義に活用させていただきます。

なお、次回の淡輪・孝子地区と多奈川地区、深日地区のPTA廃品回収は右記のとおりです。

ご協力よろしくお願いたします。

▶日時／

○淡輪・孝子地区／11月5日(日)8時～

○多奈川地区／9月3日(日)8時～

○深日地区／11月12日(日)8時～

▶問合せ／生涯学習課 ☎492-2715

岬町PTA協議会

受章おめでとうございます

平成29年春の叙勲・褒章において、岬町選挙管理委員会委員長の鈴木和夫さんが藍綬褒章を受章されました。鈴木さんは、平成9年4月から岬町選挙管理委員会委員、平成11年1月からは岬町選挙管理委員会委員長として、選挙の適正な執行に大いに貢献されていることが評価されました。

なお、岬町在住の方では、消防功勞として辻川壽則さんが瑞宝双光章を、警察功勞として入口知明さんが瑞宝単光章を受章されました。

永年のご労苦に深く敬意を表します。おめでとうございます。

▶問合せ／まちづくり戦略室町長公室担当 ☎492-2769

図書室がたり



本の紹介

錆びた太陽

著者: 恩田 陸

風のかたみ

著者: 葉室 麟

嫁をやめる日

著者: 垣谷 美雨

本のリクエストを受け付けています。

淡輪公民館では、大阪府立中央図書館の本も借りることができます。気になる本などぜひお気軽にリクエストください。

▶淡輪公民館・図書室 ☎494-0300



第12回

岬町立
子育て支援
センター

「みどりっこまつり」

親子が気軽に集い交流し、子育ての喜びや楽しみを共有できる「場」として、地域みなさんにご利用いただいています。今年も地域の支援グループ・サークルの方々と一緒に「みどりっこまつり」を開催します。ぜひ遊びにきてください。

- ▶日時／7月8日(土)13時～15時
 - ▶受付／12時30分～※雨天決行・警報中止
 - ▶場所／子育て支援センター ※保護者同伴でお願いします。
 - ▶駐車場／緑ヶ丘団地内の広場 他
- ※できるだけ乗り合わせてお越しください。
※場所の詳細は、「みどりっこまつり」ポスターに記載します。

- ▶内容／
- 教円太鼓
- 歯科健診コーナー
- 栄養コーナー
- 保育所給食紹介
- あそびのコーナー
- 模擬店
- 手作りパン・ジュースの販売
- おもちゃの病院 他
- ▶問合せ／子育て支援センター ☎492-1350



俳句はいく

(JA大阪泉州女性会岬支部)

露天風呂遠(あ)ちに若葉の友が鳥
春宵や地球に背を向く細き月
老いの輪の約束淡し花は葉に
山に春急流下る筏かな
夏に入る茶山竹山蜜柑山
義理立てれば我が身がたがたホタルの灯
頬ついて思案の耳に初蚊来る
春光や離陸機一閃雲に入る
不本意な顔のわらびや道の駅
葉桜や三線の音の伸びやかに
初蟬や杜の大樟盛りあがる
モノの絵の地下街ぬける若葉風

安倍田 鶴子
岩田 史子
亀谷 芳枝
坂原 嘉代子
佐藤 美根子
佐脇 ちづ
竹内 みよ子
松尾 美津子
三倉 澄子
南出 佐代子
八十田 正代
ばもととしお

川柳せんりゅう

(岬川柳会)

カルタならトランプよりは安倍が上
春の山あくびも出そう空の青
青空に夢乗せ泳ぐ親子鯉
まだ翔べるはずにも時効知る恐さ
夜桜も二人くしゃみで帰ろうか
まだやれるスマホパソコン日々格闘
洗礼を受ける若葉や春嵐
今日もまた良い日の予感陽が昇る
真央ちゃんの涙は真の金メダル
草履取り長く勤めよ御曹子
人生の伴侶当てれば幸多く
山桜平和な町を見渡せり
履歴書にプリクラ添付得意顔
無駄もある人生それも楽しみに
町おこし笑顔集まる夢灯台
手の込んだ細工一途にアクセサリー
背を丸め草引く手の先花笑う
ただいまで今日を当てる母の愛
祭事通して地域との絆

稲原 治
大平 洋子
川口 雪子
岸本 令子
後藤 田君子
行雲 流水
高橋 茂平
辻下 和美
中谷 覚庵
西井 のび
野間 修
服部 雄三郎
福田 澄恵
星野 富美子
細川 清一
八木 圭子
吉川 桜琴
吉本 晴美
渡辺 貞夫



地域の子育て 応援します!

親子で気軽に遊びに来てください。子どもたちは、「見て・触れて・感じて!」いろいろな事を学びます。保護者のみなさんと一緒に悩み・考え・学びながら子育てを楽しみましょう。そして大切な子どもたちを地域で温かく見守り育てていきましょう。

☀️ 幼児教室のお知らせ

- ▶日時／7月19日(水)10時30分～11時30分
 - ▶場所／子育て支援センター
 - ▶対象／1歳児～就学前児
 - ▶内容／小麦粉粘土あそび
 - ▶持ち物／着替え・お茶・タオル
- ※警報発令時は、中止です。
- ▶問合せ／淡輪保育所 ☎494-3567

☀️ 園庭遊びのお知らせ

- ▶日時／7月25日(火)10時～11時
 - ▶場所／淡輪・深日・多奈川保育所
 - ▶内容／園庭遊び・子育て相談(身体計測もあります。)
 - ▶持ち物／着替え・帽子・お茶・タオル
 - ▶駐車場／各保育所にお問い合わせください。
- ※雨天時は、中止です。
- ▶問合せ／各保育所
淡輪保育所 ☎494-3567
深日保育所 ☎492-4955
多奈川保育所 ☎495-5030

☀️ 岬町役場に授乳室を開設しました

乳幼児を持つ方が安心して来庁いただけるよう、岬町役場内の子育て支援課に授乳室を開設いたしました。赤ちゃんをお連れの方は、授乳やおむつ替えなどの際にはどうぞお気軽にご利用ください。

■ご利用について

- ▶開設時間／平日(月～金)9時～17時30分
- ▶注意／○調乳もしくは授乳またはおむつ替えの前後に手洗いを行ってください。
○調乳用のお湯を用意しておりますのでご利用ください。
○使用後のおむつやごみは、すべてお持ち帰りください。
- ▶問合せ／子育て支援課 ☎492-2709

☀️ 毎月8日は『こども安全デー』です!

町内の子どもを犯罪から守るため、皆さまのご協力をお願いします。
※地域安全ボランティアの登録は随時受け付けています。

▶問合せ／生涯学習課 ☎492-2715

🍏 アップル館からお知らせ 🍏

今年度の課題図書は夏休みの間は貸出期間が1週間になります。

○らくがきクラブ

- ▶日時／7月9日(日)14時～16時
- ※道具はいりません。汚れてもいい服装で。

○絵本入門「りんごっこ」

- ▶日時／7月13日(木)10時～12時
- ※見学可 ※保育あり

○乳児わらべうた

- ▶日時／7月18日(火)11時～11時30分

※休館日は岬だよりのカレンダーまたはアップル館ホームページをご覧ください。

- ▶問合せ／アップル館 ☎492-6050(FAX共)

○夏休みおはなし会(紙芝居等・絵本・おはなし他)全6回

- ▶日時／毎週金曜日14時～
(8月4日(金)こわ～いおはなし大会)

○手づくり紙芝居講座

- ▶日時／7月24日(月)、25日(火)、27日(木)、28日(金)

- ▶講師／ときわひろみ氏(紙芝居作家)

※大人の方も作れます。



親子の交流・仲間づくりの場 出張ほのぼのクラブ IN 望海坂第一集会所

親子の交流、仲間づくりの場としてご利用ください。

▶日時／○7月12日(水)10時30分～11時30分

保育士によるふれあい遊びがあります。

○7月26日(水)10時30分～11時30分

わらべ唄遊び、絵本等の紹介と栄養士による栄養相談。

○8月9日(水)10時30分～11時30分

保健師の育児相談があります。

▶場所／望海坂第一集会所

▶参加費／1家族につき年間300円(平成30年3月末まで)

▶問合せ／保健センター ☎492-2424



関西国際空港からのお知らせ

●わくわく関空見学プラン

関西国際空港には、夏休みの自由研究にぴったりの「関西空港ってどんな空港?どんな飛行機が来ているの?」に答える「わくわく関空見学プラン」という見学ツアーがあります。「新・関空の裏側探検コース」では、関空展望ホール「Sky View」をバスで出発し、通常は立ち入ることの出来ない保安区域に入り、空港を支える裏方の施設を車窓見学できます。降車ポイントでは、風向きや離着陸状況によっては飛行機を間近でご覧いただけることも。団体のお客様向けに、機内食の製造過程を見学できる「機内食工場コース」や、空港のお仕事や飛行機にまつわる知識を深めていただくことのできる「スカイミュージアムツアー」もご用意しています。この夏休みはぜひ関西国際空港へお越しください。

▶問合せ／関空展望ホール「Sky View」 ☎455-2082

●第1ターミナルビルに新店舗オープン!

第1ターミナルビル3階レストランショッピングエリアに、トラベルグッズや雑貨を取り扱う「TRAVEL SHOP MILESTO/IDEA SEVENTH SENSE 関西空港店」が6月2日にオープンしました。旅行や毎

日の生活をより快適に楽しく過ごしていただくため、トラベルグッズやライフスタイルグッズを豊富に取り揃えています。関西国際空港をご利用の際は、ぜひお立ち寄りください。

●関西国際空港からのフライトがますます充実!

関西国際空港の国際線ネットワークがさらに充実しています。エアプサンが6月8日から大邱線を週7便増便しているほか、ティーウェイ航空が6月30日から済州線を週7便、7月1日から釜山線を週4便新規就航しています。また、エアアジアXが、6月28日よりホノルル線を週4便新規就航しています。関西国際空港からホノルルへの路線は、デルタ航空と日本航空も増便しており、ますますご利用いただきやすくなっています。夏休みのご旅行の際は、便利で楽しい関西国際空港をぜひご利用ください。



▶問合せ／関西国際空港案内 ☎455-2500





消防指令センターからのお願い

泉州南広域消防本部(管内:泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町)では昨年4月から消防指令センター(泉佐野市りんくう往来北 消防本部4階)を開設し24時間365日、管内全ての119番通報を受信しており、災害発生場所に最も近い消防署や出張所から、消防車や救急車を迅速に出動させています。

◆消防団の招集サイレン及びテレガイド(災害情報自動音声案内)

消防指令センターでは、火災が発生し、地元消防団の出動が必要と判断した場合、昼夜を問わず、市内・町内に複数設置の広報用スピーカー等から防災行政無線等を使用したサイレン吹鳴を行います。特に深夜時間帯の吹鳴には、ご理解・ご協力をお願いします。

なお、火災・救助等の災害時には、広報用としてテレガイド(自動音声案内:☎463-0009)による災害情報案内を実施しています。

119番は火災・救急・救助の時に使う緊急回線のため、発生場所等の問合せには、利用しないでください。

◆命をつなぐ119番

- 119番通報時には、通称名などではなく、必ず「住所(〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号)および氏名、会社名等」を伝えてください。
- 携帯電話からの通報では、通報場所の特定に時間を要するため、お近くに固定電話がある場合は、通報場所が特定できる固定電話から通報してください。
- 病院照会は、☎469-0119でお願いします。



◆消防車や救急車は緊急自動車です。

「サイレンを鳴らさないで来てほしい!!」という通報が非常に多いですが、緊急自動車は有事の際、いち早く、要請者の元へ駆け付ける必要があるため赤色の警光灯をつけ、サイレンを鳴らして走行するよう、道路交通法で義務付けられていますので、ご理解・ご協力をお願いします。

▶問合せ/泉州南広域消防本部 警防部指揮司令課 ☎469-0119、☎464-1990

119番



上級救命講習会

上級救命講習会とは、成人・小児・乳児・新生児を対象とした救命に必要な応急手当(基本的心肺蘇生法・AED使用法・異物除去法・止血法)およびその他の応急手当(傷病者の管理法・外傷の処置要領・搬送法)を学ぶ講習会です。

なお、合計8時間のカリキュラムを履修し、かつ効果測定(実技および筆記)に合格した方には修了証を交付します。

▶日時/7月31日(月)9時~17時30分(うち休憩時間含む)

▶場所/泉州南広域消防本部 5階研修室

▶定員/30人(先着順)

▶受講料/無料

※ただし、あらかじめご自身で人工呼吸用携帯マスクをご準備いただく必要があります。(参考価格:200円程度)

▶受講対象者/当消防組合管内(泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町)に在住、在勤または在学していること。

▶申込み・問合せ/7月18日(火)~28日(金)の平日9時~17時30分までに電話またはFAXで、消防本部警備課へお申し込みください。

☎469-0119(音声ガイダンスが流れますので、④番「警備」を押してください。)、☎460-2119





事業名	対象・定員等	日時・受付	場所・その他
BCG	生後3か月～12か月に至るまでに1回(標準接種期間 生後5か月～8か月)	7月28日(金) 13時45分～14時15分	▶場所/保健センター
特定健診 国保若年特別健診 後期高齢者健診 結核肺がん検診 肝炎ウイルス検査	〈特定健診〉 ①国保加入者で40歳～74歳の方(平成30年3月31日までに75歳に達する方については、誕生日の前日まで受診可能) ②満40歳以上の生活保護世帯の方 〈国保若年特別健診〉 昭和53年4月1日以降に生まれた方で満15歳以上の国保加入者 〈後期高齢者健診〉 後期高齢者医療の対象者 〈結核肺がん検診〉 満40歳以上 〈肝炎ウイルス検査〉 満40歳以上(初回に限る。)	7月21日(金) 9時30分～11時30分	▶場所/保健センター ※肝炎ウイルス検査以外は要予約です。
胃がん検診 (要予約)	満40歳以上	7月21日(金) 9時30分～11時	▶場所/保健センター ※費用500円(ただし、生活保護世帯または70歳以上の方は無料となります。)
大腸がん検診 (要予約)	満40歳以上	7月21日(金) 9時30分～11時30分	▶場所/保健センター ※左記検診日の1週間前までに、検査容器を保健センターまで取りにきてください。(土・日はお休みです。) ※費用無料

※「保健師健康相談」は「各種相談」のページ(19P)に掲載しています。※毎月10日までの健康スケジュールは前月号に掲載しています。詳しくは「平成29年度健康づくり日程表」でお知らせしていますので、1年間大切に保管して健康づくりにお役立てください。



税



7月の納税

固定資産税(第2期分)

▼納期限／7月31日(月)

納期限までに、お近くの金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。

銀行口座振替または郵便局自動払込をご利用の方は、預貯金残高をお確かめください。振替日または払込日は、7月31日(月)です。

▼問合せ／税務課 納税係 ☎ 49212765

税務署からのお知らせ

所得税等の予定納税(第1期分)の納税をお忘れなく!! 納付期間は7月1日～7月31日です。(振替納税ご利用の方は、7月31日に指定口座から引き落とししますので、7月30日までに預貯金残高をご確認ください。)

■予定納税とは

前年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告に基

づき計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、その1/3相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めていただく制度があります。この制度を「予定納税」といいます。

■納付する税額

予定納税が必要な方には、6月中旬に所轄税務署から「平成29年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されます。この通知書の第1期分の金額が納付する税額です。

■予定納税の減額申請

業況不振などの理由により、6月30日(金)の現況で、平成29年分の「申告納税見積額(年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額)」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合は、7月18日(火)までに予定納税の減額申請をすることができます。

■予定納税の納付

納付に当たっては、金融機関または所轄税務署の窓口や口座引き落としのほか、電

年金



国民年金保険料の免除について

収入の減少や失業等により保険料を納めることが経済的に難しい場合は、未納のままにしないで、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。未納のままにしておくと、障害や死亡といった不測の事態が生じた際に、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

なお、保険料免除や納付猶予により将来減額される年金

を、後から納めることにより増やすことができる制度があります。詳しくは、お問い合わせください。

▼問合せ／○貝塚年金事務所 ☎ 43111122

○役場保険年金課 ☎ 49212705

福祉



65歳以上の平成29年度介護保険料決定通知書をお送りします。

介護保険料は4月1日現在の世帯の状況と昨年中の所得状況により判定し、7月上旬に「納入通知書(介護保険料額決定通知書)」をお送りします。なお、これまでの保険料は仮算定としてお支払いいただいておりますが、今回の通知書では仮算定した保険料と今回算定した保険

料の差額を調整し計算してあります。

8月から介護保険の一部改正が施行されます。

同じ月に利用したサービス利用料の自己負担合計額(世帯内に複数の利用者がいる場合は、世帯合計額)が上限額を超えた場合に、高額介護サービス費を支給しますが、世帯内のどなたかが市町村民税を課税されている方(一般区分)の月額上限額が3万7200円から4万4400円に変わります。ただし、利用者負担割合が1割負担となる被保険者のみの世帯については、自己負担額の年間(前年の8月1日から7月31日までの間)の合計額に対して4万6400円(3万7200円×12)の負担額上限額が設定されます(3年間の時限措置。平成29年8月1日から7月31日までの間のサービス分から適用)。

▼問合せ／福祉課高齢介護係 ☎ 49212703



老人医療証の更新

65歳以上の方で次のいずれかに該当する方は、老人医療制度を受けることができます。

○1級または2級の身体障がい者手帳をお持ちの方。
○療育手帳(重度A)をお持ちの方、もしくは療育手帳(B)と併せて身体障がい者手帳(3〜6級)をお持ちの方。

○特定疾患治療研究事業実施要項に規定する疾患のうち、府が定める公費負担医療の対象となる疾患をお持ちの方。

○結核患者票、自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方。

○ひとり親家庭医療費助成事業の医療費助成を受けている方。

なお現在、老人医療証をお持ちの方は、医療証の有効期限が7月31日までとなっております。6月下旬に申請書を郵送していただきますので、申請がお済みでない方は提出をお願いします。

▼問合せ／保険年金課 ☎49212705

ヘルプマークを配付しています

岬町では、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」について、啓発活動を進めています。6月からヘルプマークの配布を開始しましたので、ヘルプマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

▶ヘルプマーク概要／義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするもの。

▶ヘルプマーク対象者／援助や配慮を必要としている方 ※障がい種別・等級、病名などによる条件はありません。

▶配布場所／福祉課福祉係、保健センター、子育て支援センター

▶問合せ／福祉課福祉係 ☎492-2700



ヘルプマーク

介護保険料の減免について

低所得の方の負担を軽減するため、次の基準のすべてに該当する方の平成29年度介護保険料を軽減します。(年間保険料が29,860円に軽減されます。)

①世帯全員の年収が次の算式で計算した額以下であること。【540,000円×(当該世帯の人数+1)】

▶収入の目安／

世帯人数	世帯の年収
1人世帯	1,080,000円以下
2人世帯	1,620,000円以下
3人世帯	2,160,000円以下

※以降、1人増すごとに540,000円を加算

②介護保険料の納付義務者が、他の世帯の方の扶養家族や医療保険の扶養者になっていないこと。
③介護保険料の納付義務者の所有する預貯金等の合計額が350万円以下であること。

④居住用以外の土地、家屋を所有していないこと
▶申請方法／福祉課窓口へ備え付けの申請用紙に記入の上、医療保険の被保険者証、収入・預貯金等の額を確認できる書類(公的年金等の源泉徴収票、年金支払通知書、預金通帳等)を提示してください。

▶申請時期／7月31日(月)まで ※8月1日以降に申請された場合、申請月からの軽減となります。

▶問合せ／福祉課高齢介護係 ☎492-2703



募集



声の岬だよりを一緒に作りませんか？

岬町では町内の朗読サークル「VOICE」の皆さんにご協力いただき、音声版の広報「声の岬だより」を作成しています。現在「VOICE」のみなさんと一緒に「声の岬だより」の作成いただける方を募集しています。下記の日程で声の岬だよりリハーサル体験を行っていますので、お気軽にご参加ください。

- ▼日時／毎月第3木曜日10時～12時
- ▼場所／岬町役場水道庁舎1階会議室
- ▼参加費／無料
- ▼予約／前日17時までに要予約
- ▼問合せ／企画地方創生課
☎492-2775



岬町立アップル館の次期指定管理者を公募します。

■指定管理者公募概要

- ▼指定期間／平成30年4月1日～平成33年3月31日
- ▼応募資格／アップル館に係る事業、業務に関し知識と経験を有し、当該施設を安全かつ円滑に管理運営を行うことができる法人または団体
- ▼公募要項の配布／8月1日(火)～8月15日(火)
- ▼現地説明会／8月9日(水)
- ▼応募書類の受付／8月9日(水)～8月17日(木)
- ▼プレゼンテーションおよびヒアリング／9月上旬予定
- ▼指定管理者の指定／12月議会で議決後

※申請に係る詳細な内容や日程等については、岬町立アップル館指定管理者公募要項をご覧ください。(生涯学習課で配布、ホームページで配信します。)

▼問合せ／生涯学習課 ☎492-2715

泉南警察署からのお知らせ

■大阪府警察官募集
第2回大阪府警察官(巡查)採用選考を次のとおり行います。「大阪の街を守りたい」という高い志と意欲のある方の受験をお待ちしています。

- ▼申込期間／
■一般選考
○郵送・持込／7月1日(土)～7月26日(水)
○電子申請／7月1日(土)～8月2日(水)
- 自己推薦(郵送のみ)
7月1日(土)～7月14日(金)
- ▼第一選考／9月18日(月・祝)
- ▼問合せ／○泉南警察署 ☎471-1234
○大阪府警察官採用センター ☎0120-370-314 (平日9時～17時45分)
○大阪府警ホームページ
<http://www.police.pref.osaka.jp/>

府立南大阪高等職業技術専門校 生徒募集・見学会開催

■空調設備科 生徒募集(平成29年10月入校)

▶募集概要／

- 訓練期間／1年
- 募集定員／30名
- 対象者／18歳以上

▶募集日程／

- 願書受付／6月19日(月)～7月27日(木)
- ※原則として居住地を管轄するハローワークで受け付けします。
- 選考試験／8月25日(金)
- 合格発表／8月31日(木)
- 入校日／10月11日(水)

▶授業料／年間118,800円(月額換算9,900円)(所得等による免除制度あり) ※別途、教科書等の実費が必要。

▶入校選考料／2,200円

▶入校料／5,650円

■見学会(7月6日は体験実習あり)

▶日時／①7月6日(木)、②7月24日(月)、③9月6日(水) 各日とも13時30分～

※事前申込不要・参加費無料

▶所在地／和泉市テクノステージ2-3-5

▶問合せ／大阪府立南大阪高等職業技術専門校

☎0725-53-3005、☎0725-53-3015

<http://www.pref.osaka.jp/tc-miosaka/>



はじめての複式簿記(入門編)

個人事業者の方々のために、泉佐野税務署と共催で簿記教室を開催します。

この教室は、初めて簿記を学ぶ方を対象に、簿記の基礎知識と複式簿記での記帳に至るまでを習得していただきます。

経営の充実及び青色申告特別控除(65万円)適用のためにも、複式簿記での記帳を学んでいただくことをお勧めいたします。

▶日時／9月4日(月)、6日(水)、11日(月)、14日(木)、19日(火)、21日(木)各日13時30分～16時

▶場所／泉佐野納税協会(泉佐野税務署隣)

▶講師／近畿税理士会泉佐野支部所属の税理士

▶受講料／無料(ただし、教材費の実費として2400円を負担していただきます。)

▶申込条件／個人事業者(事業専従者を含みます。)に限ります。

▶定員／30名(先着順です。)

▶申込期間／7月10日(月)～7月31日(月)

▶問合せ・申込み／公益社団法人泉佐野納税協会 ☎462-0634、☎462-9673



大阪府立芦原高等職業技術専門校 平成29年度10月入校生募集!

就職に役立つ専門的な技術や知識を身につけることができる無料の公共職業訓練施設です。一般の方も障がいのある方も一緒に就職を目指しませんか。

下記の日程で見学会も行っておりますので興味のある方はぜひお越しください。※ワークアシスト科のみ9月入校です。

▶一般科目／

ビル設備管理科、ビル・ハウスクリーニング科、建築内装CAD科

6月21日(水)、30日(金)、7月5日(水)、14日(金)、21日(金)、26日(水)

▶障がい者科目／

キャリアチャレンジ科(発達障がい者対象)

ワークアシスト科(知的障がい者対象)

▶知的障がい対象／

7月6日(木)、20日(木)、31日(月)、8月3日(木)

※詳しくはWEBで「芦原校」で検索か右記までお気軽にお問い合わせください。

▶問合せ／

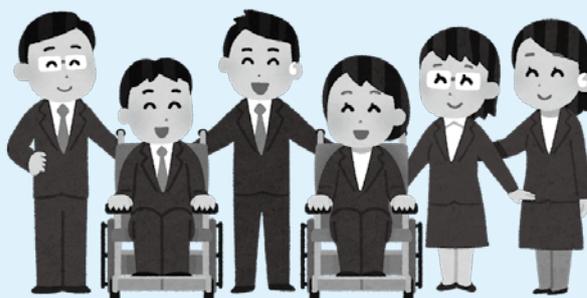
大阪府立芦原高等職業技術専門校

☎06-6561-5383

○所在地／大阪市浪速区木津川2-3-15

○最寄駅／JR環状線・芦原橋駅北西約500m、南海汐見橋線・芦原町駅西約200m

<http://www.pref.osaka.lg.jp/tc-ashihara/top-page/>



その他

第22回「献血おもしろ
ゼミナール」

- ▼開催日／7月28日(金)、31日(月)、8月2日(水)、4日(金) ※各日とも午前と午後の2回
- ▼時間／10時～12時、14時～16時
- ▼場所／大阪府赤十字血液センター(大阪市城東区森之宮2-4-43)
- ▼参加費／無料
- ▼対象／小学生(主に3～6年生)と18歳以上の保護者
- ▼定員／各60名(1日120人)
- ▼その他／電話予約制(7月11日(火)～14日(金) 9時～17時) ☎0120-16881-676
- ▼問合せ／大阪府赤十字血液センター推進課(土・日・祝除く9時～17時) ☎06-1696217654

第67回「社会を
明るくする運動」

- 〇犯罪や非行を防止し立ち直りを支える地域のチカラを社会を明るくする運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。
- 社会を明るくする運動講演会
- ▼日時／7月20日(木)13時30分～
- ▼場所／岬町役場2階会議室
- ▼講師／大阪保護観察所堺支部 統括保護観察官 合田真実氏
- ▼演題／更生保護について
- ※講演会後に社明広報ビデオを放映します。お誘い合わせのうえ、ご参加ください。
- ▼問合せ／「社会を明るくする運動」岬町実施委員会 ☎49212700

岬町長選挙

- 任期満了(10月8日)に伴う岬町長選挙の日程が次のとおり決定されました。
- ▼告示日／9月19日(火)
- ▼投票日／9月24日(日)
- (立候補予定者説明会)
- 岬町長選挙への立候補手続などを説明するために次のとおり立候補予定者説明会を開催します。
- ▼日時／7月26日(水)14時～
- ▼場所／岬町役場2階会議室 ※会場の都合により、立候補予定者1名につき3名までの出席をお願いします。
- ▼問合せ／岬町選挙管理委員会事務局 ☎49212721



気象災害から命を守るために 気象警報が生まれ変わります!!

気象庁では、平成29年出水期から、気象警報の4つの改善を予定しています。

- ①5日先までの大雨警報等の発表の可能性を[高][中]の2段階で提供します。
- ②警報・注意報の発表時に、最大24時間先までの危険度の予想を色分け表示して提供します。
- ③これまで大雨・洪水警報等の発表基準に用いていた雨量に代えて、災害発生との結びつきが強い「指数」(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)を用いるようにします。これにより、よりの確な警報・注意報を提供します。

- ④大雨・洪水警報が発表されたときに、どこで実際に危険度が高まっているのかを地図上に色分け表示します。

これらの改善した情報については、①と②は既に気象庁ホームページでご覧いただけます。なお、③と④は7月中に気象庁ホームページでご覧いただけるようになります。

▶問合せ／大阪管区気象台 ☎06-6949-6313



日本脳炎予防接種はお済ですか？

日本脳炎は、日本脳炎ウイルスの感染でおこります。ヒトから直接ではなくブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。7～10日の潜伏期間の後、高熱・頭痛・嘔吐・意識障害・けいれんなどの症状を示す急性脳炎になります。

▶対象／

- 第Ⅰ期／3歳～7歳6か月の誕生日の前日までの方
- 第Ⅱ期／9歳～13歳未満の方

▶場所／

○指定医療機関

岬町内 市川クリニック(9歳以上の方)、江川クリニック胃腸肛門科、澤田医院、津山医院、なぎさクリニック、第2なぎさクリニック、もちづき耳鼻咽喉科、みさきクリニック、与田病院 ※阪南市内指定医療機関でも接種できます。詳しくは岬町ホームページをご覧ください。

▶接種回数／

- Ⅰ期／初回3回、○Ⅱ期／1回

詳しくは岬町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.misaki.osaka.jp/>

▶費用／

無料

▶持参物／

母子手帳・健康保険証

▶その他／

- 指定医療機関に電話予約をしてください。
- 保護者同伴で医療機関に受診し、接種を受けてください。

○日本脳炎予防接種説明書(医療機関にあります)を必ずお読みください。

※平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで、第1期3回接種を完了していない方、9歳以上で第2期を完了していない方も20歳未満までの間、接種可能となりました。

▶問合せ／

保健センター ☎492-2424・2425



岬歌謡愛好会 第115回歌謡発表会

▼日時／7月17日(月・祝)

▼開演／13時

▼場所／深日会館

▼募集人員／10名(先着順)

▼参加費／1000円(当日)

払い) 飛入り参加歓迎

▼主催／岬歌謡愛好会

▼申込み期間／7月2日～7月11日

▼問合せ／松下 ☎4741

0440、辻 ☎070123

1110747

詐欺のたまし文句 にご注意!!

「レターパック、宅配便で現金を送れ」「絶対儲かる」「お礼をするので名義を貸して」などは詐欺です!

電話がかかってくるだけでも即答することなく、いったん電話を切って、家族や友人、警察に相談しましょう。

▼問合せ／泉南警察署 ☎47111234

人の動き

平成29年6月1日現在

	世帯数	人口	男	女
世帯/人	7,659	16,248	7,659	8,589
前月比	-21	-28	-12	-16

サマージャンボ宝くじ発売!

サマージャンボ宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

▶発売期間／7月18日(火)～8月10日(木)

▶抽せん日／8月20日(日)

▶問合せ／(公財)大阪府市町村振興協会

☎06-6941-7441



たこ焼き
クーちゃん



7月のカレンダー



日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	29	30	1
2	3 乳幼児育児健康 相談(6月号)	4 出張福祉なんでも 相談、人権相談 (P19)	5	6	7	8 みどりっこまつり (P7)
ア	アビ生歴	淡歴			と	
9 らくがきクラブ (P9)	10 各種がん検診等 (6月号)	11	12 出張ほのぼのク ラブ(P9) 出張福祉なんでも 相談、法律相 談、生活困窮に関 する相談(P19)	13 絵本入門講座 「りんごっこ」 (P9)	14 消費者相談 (P19)	15
	アビ生歴	淡ア歴			と	
16	17	18 乳児わらべうた (P8) 相続・遺言相談、 人権相談(P19)	19 幼児教室(P8) 出張福祉なんでも 相談、行政相談 (P19)	20	21 特定健診各種 がん検診等 (P11)	22
ア	淡ア生歴	淡ビ生歴			と	
23	24 手づくり紙芝居 講座(P8) 心の健康相談 (P19)	25 園庭遊び、手づ くり紙芝居講座 (P8)	26 出張ほのぼのク ラブ(P9) 法律相談、障が い者出張相談 (P19)	27 手づくり紙芝居 講座(P8)	28 手づくり紙芝居 講座(P8) BCG(P11)	29
	アビ生歴	淡ア歴			と	
30	31	1	2	3	4	5
ア	ビ生歴					

淡 = 淡輪公民館休館日 ア = アップル館休館日 ビ = ピアッツァ5休館日 さ = さんぼるた(深日港観光案内所)休所日
生 = 生涯学習課(青少年センター・文化センター)休館日 歴 = 岬の歴史館休館日 と = とっとパーク小島休園日

※詳しい内容は掲載ページをご覧ください。()内の数字は掲載ページまたは掲載号





各種相談

Consultation

相談業務名	日時等	場所・予約・問合せ
法律相談(予約制)	7月12日(水)・26日(水) 14時～17時(定員6名)	○水道庁舎1階会議室 企画地方創生課 ☎492-2775
行政相談	7月19日(水)10時～12時	○役場相談室 企画地方創生課 ☎492-2775
障がい者相談	○愛の家「みらい」相談室 24時間対応(夜間は電話対応)	○愛の家「みらい」相談室 ☎494-1200 ☎494-0102 / ✉mirai@ainoie.jp
	○障がい者出張相談(要予約) 7月26日(水)13時30分～16時	○役場相談室 福祉課 ☎492-2700
介護相談	〈平日〉9時～17時30分	○岬町社協地域包括支援センター ☎425-9058
教育に関する相談	〈平日〉13時30分～15時(要予約)	○学校教育課・指導課 ☎492-2719
消費者相談	7月14日(金)13時～16時	○役場監査委員室 産業観光課 ☎492-2749
人権擁護委員による 人権相談	7月4日(火)・18日(火) 13時30分～15時	○役場監査委員室 人権推進課 ☎492-2773
人権協会による 人権相談	月・火・木曜日(祝日は除く)の 9時～17時 ※受付は16時まで	○岬町人権協会多奈川事務所 (文化センター内) ☎492-3270
	水・金曜日(祝日は除く)の 9時～17時 ※受付は16時まで	○岬町人権協会淡輪事務所 (岬町交流センター内) ☎494-1508
総合生活相談	火・水・木曜日(祝日は除く)の 9時～17時 ※受付は16時まで	○岬町人権協会多奈川事務所 (文化センター内) ☎492-3270
	金曜日(祝日は除く)の 9時～17時 ※受付は16時まで	○岬町人権協会淡輪事務所 (岬町交流センター内) ☎494-1508
地域就労支援相談	〈平日〉(祝日は除く)の 9時～17時 ※受付は16時まで	○岬町人権協会多奈川事務所 (文化センター内) ☎492-3270
	月・木曜日(祝日は除く)の 9時～17時 ※受付は16時まで	○岬町人権協会淡輪事務所 (岬町交流センター内) ☎494-1508
障がい者就労・生活相談	〈平日〉9時～17時	○NPO法人障害者自立支援センター ☎463-7867 / ☎463-7890
保健師健康相談	〈平日〉9時～17時30分	○保健センター ☎492-2424
乳幼児育児健康相談	8月7日(月)10時～12時	○保健センター ☎492-2424
発達クリニック(予約制)	8月7日(月)13時30分～ ※小児科医師の相談があります	○保健センター ☎492-2424 対象/乳幼児
心の健康相談(予約制)	7月24日(月)10時～12時	○保健センター ☎492-2424
育児相談	〈平日〉10時～16時30分	○子育て支援センター ☎492-1350
療育相談	〈平日〉10時～16時30分	○こぐま園 ☎492-1131
相続・遺言相談(予約制)	7月18日(火)13時～16時 ※行政書士による相談を行います。	○保健センター 予約/企画地方創生課 ☎492-2775
出張福祉なんでも相談	○喫茶たまり場(みんなのたまり場) 7月4日(火)11時～13時 ○喫茶めだか組(多奈川小学校) 7月12日(水)13時～15時 ○ふれあい喫茶(深日会館) 7月19日(水)10時～12時	○地域福祉課 ☎492-2700 ○いきいきネット相談支援センター ☎492-2955(平日相談も受け付けています。) ○岬町社会福祉協議会 ☎492-0633
生活困窮に関する相談 (随時の場合は要予約)	7月12日(水)14時～16時	○大阪府岸和田子ども家庭センター 生活 福祉課 はーと・ほっと相談室 ☎441-2760

※災害等やむを得ない事情により開催できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。



深日港 - 洲本港 社会実験運航

毎日運航 6月25日(日)～9月下旬まで



深日港発	洲本港着	洲本港発	深日港着
8:30	9:25	9:40	10:35
11:40	12:35	13:00	13:55
15:00	15:55	16:30	17:25
18:00	18:55	19:10	20:05

●片道／約55分 ●定員／68名
●輸行バッグで自転車も無料

片道料金

大人(中学生以上)／1,500円
 小人(小学生)／500円
 小学生未満の幼児／無料

障がい者割引／半額
 往復割引(復路のみ)／1割引き
 団体割引(15名以上)／1割引き

▶問合せ／
 ○岬町まちづくり戦略室 政策推進担当 大阪府泉南郡岬町深日2000-1 ☎492-2728
 ○洲本市企画情報部企画課 交通・航路対策係 兵庫県洲本市本町3-4-10 ☎0799-24-7614



■編集・発行／岬町役場 まちづくり戦略室 〒599-0392 大阪府泉南郡岬町深日2000-1
 ■広報に関するご意見・問合せ／☎072-492-2775
 (各課へのお問い合わせは直通番号をご利用ください。)

〈ホームページ〉 <http://www.town.misaki.osaka.jp>
 〈Facebook〉 <https://www.facebook.com/misakitown>



公式Facebook